

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件について

事案の概要

本件は、共同生活を継続していた男性（以下「本件被害者」という。）が殺害された上告人（男性）が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として、遺族給付金の支給を受けることができる遺族に当たるなどと主張して、遺族給付金の支給の裁定を申請したところ、愛知県公安委員会から、上告人は同号所定の遺族に該当しないなどとして、遺族給付金の支給をしない旨の裁定を受けたことから、上記裁定の取消しを求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決（名古屋高裁）は、①犯罪被害者と同性の者は「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（犯給法5条1項1号括弧書き）に該当し得ず（上告人と本件被害者との間の事情にかかわらず、上告人は上記文言に該当しない。）、②（①のように解される）同号が憲法14条1項等に違反するともいえないなどとして、本件処分の取消請求を棄却すべきものとした。

◇ 最高裁における争点は、①犯罪被害者と同性の者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（犯給法5条1項1号括弧書き）に該当し得るか、②（①で該当し得ないと解する場合）同号の憲法14条1項適合性である。

各株券引渡請求、独立当事者参加事件について

事案の概要

本件は、株券発行会社の株式を譲り受けた上告人（原審参加人）が、当初の株主である被上告人（1審被告、原審被控訴人）らに対し、上告人が上記株式を有する株主であることの確認等を求める事案である。

被上告人らは、株券の発行前に上記株式を他に譲渡し、上告人は1審原告からこれを譲り受けたところ、株券の発行前にした株式の譲渡が譲渡当事者間で効力を生ずるかどうか等が問題となっている。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、株券の発行前にした株式の譲渡は、会社法128条1項により、譲渡当事者間においてもその効力を生じず、株主でない1審原告が債権者代位権を行使して株券発行会社から株券として文書の交付を受けても、同文書は株券としての効力を有しないから、上告人は無権利者から株式を譲り受けたにすぎず、善意取得の余地もないと判断し、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 当審における争点は、株券の発行前にした株式の譲渡の譲渡当事者間における効力、譲受人が債権者代位権を行使して株券発行会社から交付を受けた株券の効力である。

【参考条文】

（株券発行会社の株式の譲渡）

会社法128条1項 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。（以下省略）

2項 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない。

損害賠償等請求事件について

事案の概要

上告人は、被上告人との間の労働契約に基づき、被上告人が指定管理者として管理を行う施設において、福祉用具の改造・製作、技術の開発を担当する技術職として勤務してきた。上告人と被上告人との間には、被上告人が上告人を福祉用具の改造・製作、技術の開発を担当する技術職として就労させるとの職種限定合意があった。

被上告人は、上告人に対し、総務課の施設管理担当への配置転換命令（以下「本件配転命令」という。）をした。

本件は、上告人が、本件配転命令が上告人と被上告人との間の職種限定合意に反するなどと主張して、被上告人に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求等をする事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、本件配転命令をもって権利の濫用ということはできず、本件配転命令が違法ということはできないと判断した。
- ◇ 上告人は、①上告人と被上告人との間に職種限定合意があった以上、被上告人は、その合意に反して配置転換命令をする権限を有しないから、本件配転命令は、権利の濫用の有無を論ずるまでもなく、違法である旨、②権利濫用法理に照らしても、本件配転命令は違法である旨の主張をしている。

損害賠償等（本訴）、損害賠償（反訴）請求事件について

事案の概要

本件の本訴請求は、上告人に雇用され、外国人技能実習生（以下、単に「実習生」という。）の指導員として勤務していた被上告人が、上告人に対し、時間外労働等に対する賃金の支払を求めるなどするものである。上告人は、被上告人の業務の一部については労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たり、所定労働時間労働したものとみなされるなどと主張し、これを争っている。

【参考】労働基準法38条の2第1項

労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなすとした上で（本文）、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす（ただし書）旨規定する。

原判決及び争点

◇ 原判決（福岡高裁）は、要旨次のとおり判断し、被上告人の未払賃金請求を一部認容すべきものとした。

被上告人は、実習実施者への訪問・巡回業務に従事していたほか、実習生に対しても、生活指導、来日時の送迎や急なトラブルへの対応などの業務を行っていた、原則として具体的なスケジュールについては被上告人の裁量に委ねられていた。こうした業務自体の性質、内容等からみると、直ちにこれに要する時間を把握することは容易でなかった。もっとも、被上告人が担当する実習実施者等は決まっており、訪問の頻度等も定まっていたことなどに照らすと、被上告人の選択の幅には一定の限界があった。

また、上告人は、被上告人に対し、日々の業務後にキャリア業務日報を作成させており、業務の遂行の状況等につき比較的詳細な報告を受けていたといえる。そして、キャリア業務日報については、上告人が業務の遂行等に疑問を持った場合、実習実施者や実習生に確認することも可能であったことなどから、その記載についてある程度の正確性が担保されていた。上告人自身、そのように正確性が担保されていることを前提に、キャリア業務日報に基づいて具体的な労働時間を把握していたものと評価できる。

以上を総合すると、被上告人が事業場外で従事していた業務のうち海外出張業務を除くものについては、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえない。

◇ 争点は、「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえない旨の原審の上記判断の当否である。